

5

令和元年第3回
多治見市議会定例会
追加議案説明資料

令和元年6月21日

目次

議第96号	多治見市手数料条例の一部を改正するについて	-----	1
-------	-----------------------	-------	---

議第96号 多治見市手数料条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

建築基準法施行令の一部改正（令和元年政令第30号）及び工業標準化法の一部改正（平成30年法律第33号）に伴い、所要の改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする（別表関係）。

種類	単位	金額
建築基準法第87条の2第1項の規定による既存建築物に係る工事の全体計画の認定申請手数料	1件につき	27,000円
建築基準法第87条の3第5項の規定による建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する許可の申請手数料	1件につき	12万円

(2) 「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める（別表関係）。

3 施行日

(1) 公布の日

(2) 令和元年7月1日